

山陰法科大学院の歩み －前史から設置そして廃止まで－

三 宅 孝 之

目次

はじめに

- 1 山陰法科大学院の設置に向けて
- 2 山陰法科大学院の設置認可
- 3 山陰法科大学院の開校
- 4 自己評価、外部評価、認証評価機関による第三者評価、教育推進
- 5 入学者の減少による入学定員削減と連携・連合の模索
- 6 島根大学による募集停止決定と新たな法曹養成教育の模索（1）
- 7 閉校と新たな法曹養成教育の模索（2）

おわりに

はじめに

2019年6月18日「法科大学院の教育と司法試験等との連携とに関する法律等」の一部改正法案が、自民党および公明党の賛成多数で参院文教科学委員会で可決後、翌19日参院本会議で同改正法として可決成立した。同法改正によって、2020年4月から、「法曹コース」という、法学部に入学後、学部を3年で終え、法科大学院の既修者コース2年課程に入学し、これを経て、最短5年で司法試験の受験資格が得られることになった。さらに2023年から、法科大学院在学中に、司法試験の受験が可能となった⁽¹⁾。

こうして、法科大学院制度の創設時、学部4年を経て、法科大学院3年（法学未修者）コースを、原則型にしたと思えた法科大学院制度は、例外であった、（法）学部4年、法科大学院2年（法学既修者）コースの計6年課

程をさらに短縮する5年型の専門職大学院コースが誕生することになった。これは、まさに法科大学院設置当初の標準（原則）（学部4年＋法科大学院3年）のみならず、その短縮（例外）のコースである既修者コース（学部4年＋法科大学院2年）を、さらに短縮し、法曹コースとして特化したコース（学部3年飛び級＋法科大学院2年）を設けることによって、例外のさらに例外のコースを創設するに至ったことを意味する。

この現在の動向は、わが国の法科大学院制度、司法制度審議会意見書（以下「意見書」）⁽²⁾のライトモチーフ（right motif）を果たして継承したことになるのだろうか⁽³⁾。

もっとも、意見書は法科大学院制度導入後の法学部教育の将来像として、次の指摘をしていたことも留意されるべきであろう。

「学部段階における履修期間については、優れた成績を収めた者には早期終了を認める仕組み（いわゆる飛び級）を適宜活用することも望まれる。」（Ⅲ-2-2-5）⁽⁴⁾

そこで、本稿は、法科大学院制度の新たな全国状況を見つつ、正式名称「島根大学大学院法務研究科法曹養成専攻」、通称「山陰法科大学院」の設置に至る経緯、その展開、そして廃止に至る15年有余の歴史事実を振り返り、そこに示された問題および今後への課題の一端を示そうとするものである。

山陰法科大学院を含む往時74校あったわが国における法科大学院制度の創設の原点、根拠となった公的文書が意見書である。この意見書は、司法制度改革の全体像と基本的方向性と具体的な制度設計を提示しており、それら諸改革の一環として示されたものが法科大学院制度の創設であった。

注

(1) 審議の途中経過につき、第198回国会（参議院）文教科学委員会、第11回（令和元年5月23日）。www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/shitugi/198/s068_list.html 朝日新聞、13版S、2019年6月19日、27面。一定の要件を満たせば法科

大学院の最終学年で司法試験が受験できるため、最短5年で司法試験合格ができることになった。毎日新聞、「法科大学院離れに歯止め」、2019年6月20日、12版、27面。

- (2) 司法制度改革審議会は、1999年7月に内閣の下に、委員長の佐藤幸治近畿大学教授（京都大学名誉教授）他、中坊公平弁護士（元日本弁護士連合会会長）、井上正仁教授（東京大学）の法学系専門委員以外に経営、組合（連合）、消費者団体などの非法律専門家の総数13名で構成され、2001年7月まで設置された。のちの「裁判員」制度（2008年度）の設置となる国民の司法参加の骨格も示した（『意見書』Ⅰ章3節2項3、以下Ⅰ-3-2-3と表記）。

司法制度改革審議会・司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－、平成13（2001）年6月12日、全118頁。同意見書につき、

<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>。同 第Ⅲ（章）「司法制度を支える法曹の在り方」につき

<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/iken-3.html>。

同意見書＝最終意見の受け止め方につき、日弁連・久保井一匡会長へのインタビュー記事「久保会長に聞く」の中で、岡崎由美子島根県弁護士会長が山陰（島根・鳥取）両県における反応、法科大学院設置準備に触れながら、発言をしている。自由と正義、2011年8月号14頁以下。久保会長は、日弁連がめざす「市民のための司法」が弁護士過疎地での山陰法科大学院設置で実現できることになるので、教員としての弁護士派遣やカリキュラム構築の手助けなどバックアップするとした。山陰中央新報および毎日新聞、2001年10月6日。

- (3) 司法制度改革審議会意見書では、新たな時代と認識する21世紀の我が国の政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革は、過度の**事前規制・調整型社会**から**事後監視・救済型社会**への展開を図り、地方分権を進めるとして、司法の役割の重要性が飛躍的に増大するとする。つまり、これまでの国民を統治客体とことから、統治主体へと転換する。そこで、司法の役割は、国民が「容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして**事前規制の廃止・緩和等**に伴って、**弱い立場の人が不当な不利益を受けない**よう、国民の間で起きる様々な紛争が公正かつ透明なルールの下で適正かつ迅速に解決される」（Ⅰ-2）仕組みを整備しておくことにあるとする。

- (4) 同時に、法科大学院導入後の法学部教育について、「①法科大学院との役割分担を工夫するものや、②法学基礎教育をベースとしつつ、例えば「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を発揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される」（同意見書、Ⅲ-2-2-5。丸数字、筆者付加）。後述する、今日の島根大学法文学部法経学科におけるカリキュラム上の「司法特別コース」は法学部教育の一態様であるとい

える。島根大学法文学部、履修の手引（平成31年度2019）、18-19頁。

1 山陰法科大学院の設置に向けて

－意見書を受けた山陰地域での法科大学院設置への取組み－

（1）（司法制度改革審議会）意見書における法科大学院構想

司法制度改革審議会意見書に沿って、2001年12月に、内閣に司法制度改革推進本部（本部長首相）が設置され司法制度改革とその基盤整備が進められることになった（～2004年11月）⁽⁵⁾。

では、なぜ山陰の地において法科大学院を設置する必要があったのであろうか。また、その論理的組み立てはどのようなものであったのであろうか。

同意見書によれば、法の下での平等・対等という法の支配の理念は、「すべての国民を平等・対等の地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正かつ透明な法的ルール・原理に基づいて判断を示すという司法の在り方に最も顕著に現れている」（I-2-1）とする。これは、たった一人の真摯に語られる声、正義の言葉には真剣に耳が傾けられなければならない、そのことは、かけがいのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であり、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものとする。まさに、我が国のどこに住んでいようとも、かけがえのない人生、生活を送る人、生活者の存在が司法救済の原点でもある。

そのために、法曹の役割として、「国民が自律的な存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば『国民の社会生活上の医師』として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供する」（I-2-2）ことにあり、そのことが求められ必要とされているとする。

国民のこの期待に応える司法制度とするために、さらにその司法制度を支える法曹の在り方を改革して、質量ともに豊かなプロフェッションとしての

法曹の確保、そのための法曹（裁判官、検察官、弁護士）養成である人的な基盤を質的、量的に拡充することが必要となる。ここに法曹養成制度としての法科大学院設置の必要性が生じてくる。

そこで、法科大学院は、21世紀の我が国の社会において司法が期待され役割を十分に果たすための人的基盤を確立することを目的として基幹的な高度専門教育機関とすることとなった（Ⅲ-1-1）。したがって、法科大学院の教育理念として、法曹は法の支配の直接の担い手であり、かつ国民の社会生活上の医師としての役割を期待されるのであるから、「専門的資質・能力の習得」とともに、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養の向上」（Ⅲ-2-1）を併せ図ることが求められるとした。

また、具体的な国民の制度設計の基本的な考え方として、①法科大学院設置は、適正な教育水準の確保を条件として関係者の自発的創意を基本にしつつ、「地域を考慮した**全国的な適正配置**」（Ⅲ-2-2-3）となるよう配置すること、入学者選抜について「他学部、他大学の出身者や社会人の受入れも十分配慮し、オープンで公平なもの」にすることを「基本」としていた。「短縮型」として2年での修了のある法学「既修者」であっても自校・法学部生の囲い込みを否定し、法学「未修者」である社会人の入学、つまり3年制（標準修業年限）課程を担保することによって多様な人材法科大学院に受け入れるとともに、法科大学院（学）生に対して、「新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容」によって、「**社会的責任を伴う高度専門職人を養成**」する教育を行うことにしていた（Ⅲ-2-2-2-ウ）^{（6）}。

この法科大学院という新たな法曹養成制度は、それまでの司法試験制度には受験者の受験技術優先の傾向が顕著で、「大幅な合格者数増をその質を維持しつつ図ることには大きな困難が伴うこと等の問題点」（Ⅲ-2-2-2-ウ）があること指摘されてきたのであり、そこで新たに「点」から「プロセス」を重視する制度として構想された。このことをつぎのように述べている。

「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核をなすべきものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである」(Ⅲ-2-2-1)

同時に、法科大学院は質保証のために適切な新たな第三者評価を継続的に行う機構を設けて、「入学者選抜の公平性、開放性、多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価、修了認定の厳格性を確保」するための第三者評価(適格認定)を行うとしていた(Ⅲ-2-2-4。)

連合大学院の可能性は意見書のなかで、法科大学院の設置形態につき触れられていた。つぎのように述べている。

「設置形態としては、法学部に組織上の基礎を持つ大学院のほかに、基礎を持たないもの(独立大学院)や複数の大学が連合して設置するもの(連合大学院)も制度的に認められるべき」(Ⅲ-2-2-ア)とする。

連合法科大学院は、のちに2004年に設置された四国の香川大学法科大学院は愛媛大学と四国連合法科大学院として現実化した。

法曹養成人口の達成目標と時期については、法曹人口の大幅な増加(Ⅲ-1-1)2010年ころまでに新司法試験の合格者数を年間3000人とすることを目指すべきであり、「新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることは、あくまで「計画的にできるだけ早期に」達成すべき目標であって、上限を意味するものではないとしていた(Ⅲ-1-1)⁽⁷⁾。

(2) 島根大学における法科大学院設置準備

—意見書の山陰地域での具体化—

意見書の公表された2002年当時、法曹、とりわけ弁護士の人口比、絶対数において地域偏在があり、とりわけ島根県、鳥取県そして山口県北部日本海側地域では顕著な過疎状況、司法・法曹過疎(弁護士の「ゼロワン地域」)にあった。このため、日弁連および島根県弁護士会は、日弁連の法曹数の増

加重点地域指定地でもあり全国に先駆けて鳥根県地域に関し、県西部浜田市に常設の法律相談所である「石見法律相談センター」の設置とともに、弁護士常駐型の公設法律事務所「石見ひまわり基金法律事務所」（弁護士国弘正樹所長）を全国に先駆けて開設してきていた。

この法曹（とりわけ弁護士）の過疎状況を打開し、山陰地域の司法の恩恵をあまねく受けるとともに21世紀にふさわしい司法参加を含む国民的基盤の確立のために、この地域の高等教育機関として鳥根大学は、これを支える制度的基礎である社会生活上の医師と言われる法曹という高度専門職の養成機関である法科大学院を山陰地域にも全国適正配置することができるように地域の方々、諸団体と連携し実践的な現実課題として取り組むことにした。

2001年当時、国立大学法人化（2003年秋以降の動き）前には、文部科学省下の国立鳥根大学であったが、その当時の法文学部法学科（3学科編成）は、入学定員180名で教員33名で構成されていた⁽⁸⁾。

弁護士数は鳥根県27名（2004年6月。98年22名）、鳥取県26名（同、98年24名）であった（両県弁護士一人当たり人口鳥根県3万6476名、鳥取県2万4600名、1998年）。

具体的な法科大学院設置の取組みは、3方向で進められた。

その取組みの第1が、設置を計画し、文科省に設置申請する当事者である鳥根大学組織内おいての設置認可に向けたものである。

第2の取組みが、（山陰）法科大学院への実務家（弁護士他）教員派遣を担う、法律実務家との連携、準備、協議に関するものである。

第3の取組みが、山陰法科大学院の設置を求める、自治体、経済界、両県司法・行政両書士会、地域住民等の連携、バックアップ体制に関するものである。以下、詳述する。

（一）まず、第1の鳥根大学での設置に向けた主体的な組織体制は、法文学部の法学科（朝田良作科長・教授）内に、「法科大学院設置準備委員会」（代表 岡崎勝彦教授、副代表 田村耀郎教授、委員長 三宅孝之教授、事務局長 梅田豊教授）を設置し、設置に必要な構想、計画、人事配置、他大学と

の協議、国内外視察等について、設置に至るまで協議、決定をし、これらを実施に移してきた⁽⁹⁾。

当時、山陰の地に法文学部と大学院法学研究科・人文社会科学研究科の法学専攻として法学系教員は、私学法学部並みには科目・教員数においては存在したが、法学部としては存在しない法曹過疎地域で、必要性はあれ法科大学院の設置は可能かが問われていた（のちに、横浜国立大は学部基礎を置かず設置を実現した）。意見書が、法科大学院の全国適正配置を説き、市民が司法の恩恵を等しく享受すべき方向を示し、また文部科学省も厳格な法科大学院の設置基準をすべてクリアし条件を整えることができるのであれば、設置申請する高等教育機関の現状を問うものでないことも明らかにしていた。

そこで、文科省高等局の示唆もあり、これに沿って、島根大学が考える山陰地域に設置が必要とされる特色ある法科大学院構想を具体的に示し、同時にその実践的な例示として公開のシンポジウムを開催し模擬授業を実地に提示し、そこに文科省からも挨拶、応援をいただくことになった。

こうして2001年9月、法科大学院で想定される授業を、模擬授業として、記念講演（中坊公平弁護士）とシンポジウムとともに実施することになった⁽¹⁰⁾。

このシンポジウムにおいて、入学定員30名、3年間の法曹養成教育、トリメスター3年制標準 ソクラテスメソッドによる双方向多方向の授業・教育方法、教員構成は常勤教員12～15名、その3分の1程度が実務家教員、等の山陰法科大学院の概要を提示していた⁽¹¹⁾この法学科内の設置準備委員会の議を経て、その属する法文学部（将来計画委員会WG、教授会）および評議会の議決、そして学長（吉川通彦のち、本田雄一）⁽¹²⁾の決済を得て機関としての大学の意思決定が行われた。山陰法科大学院（正式名称、島根大学大学院法務研究科法曹養成専攻＜専門職学位課程＞）の設置申請は2003年6月26日開催の評議会における同設置計画書の学内での最終決定を経て、文科省高等教育局に設置認可を求める同計画書を持参、提出することによって行われた。

他方で、研究者教員の法科大学院における教育技量の向上のために、国外（アメリカ合衆国）へのハワイ州およびワシントン州のロースクール（リチャードソンLS、ワシントンLS）の複数教員派遣、視察を行った⁽¹³⁾。

（二）第2の取組みについては、2001年から両県弁護士会と島根大学法学部法学科との三者会議（協議会）を毎月のように開催し34回にわたっている。法科大学院の実務家教員の配置、就任予定実務家教員・弁護士の授業担当の計画、実施等について協議してきた⁽¹⁴⁾。

（三）第3の取組みは、2002年10月12日の「山陰法科大学院設置促進期成同盟」の設立にみられる山陰地域をあげての設置推進の運動である。この同盟（会）の会長に就任された山陰合同銀行の丸磐根頭取（のち会長）は、同行が山陰地域を経済基盤とする企業体への金融分野からのサポートによる地域活性化を、さらにアジア地域とりわけ中国における国際商取引への支援と相互拠点づくりへと広げ、そのための国際性のある法律実務家の養成に多大な関心を寄せられていた。そのためにも、人材養成機関である「山陰法科大学院」（通称名は氏の発案。）の設置促進の期成同盟（会）を立ち上げ、山陰地域のみならず首都圏に及ぶ山陰ゆかりの経済界、政界（人）への積極的な働きかけの先頭に立たれた⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。

注

（5）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>

（6）日弁連は、ロースクール（法科大学院）が「全国に適切に配置されなければならない、その設立と運営は地域社会に根ざした」、また「経済的理由で進学が困難な者にも、他学部・他大学の出身者にも、社会人にも広く門戸を開放する」ものでなければならないとしていた。日本弁護士連合会正副会長会、いわゆるロースクール構想について、2000年4月15日。

（7）法曹三者は全国で2004年17906人（弁護士14704人、検察官1173人、裁判官2029人）であったが、これが2017年43927人（弁護士39027人、検察官1865人、裁判官3035人）。www.moj.go.jp/content/001238110.pdf。また、司法試験合格者数 1525人（うち予備試験合格者336人、2018年）1543人（2017年）であった（なお、山陰地域では、1998年10月1日時点で、弁護士数 島根県22名（弁護士

一人当たり人口、36476人。全国2位)、鳥取県24名(同、24600人、同10位)であった)。

(8) 法文学部は1978年6月の文理学部改組で発足し、一般教育を含め教員33名(法学・政治学系24名、経済学系9名)、学生定員140名であった。1986年度以降、大学進学者の増加に伴い、入学定員の臨時増によって(新)法学科(経済を含む社会システム学科、言語文化学科の3学科)に編成され、学生入学定員180名、教員32名(基本法学12、政策・行財政法学9名、企業経営法学11名)となっていた。岡崎勝彦「臨時定員の受け入れと教員スタッフの充実」、島根大学(島根大学開学五十周年記念誌編集委員会)、島根大学史 第二巻(2003年)、134頁以下、図2-2「新法学部の組織編制」159頁。

(9) 例えば、2002年11月17日開催の法学科法科大学院設置準備委員会では、議題1. 実務家教員の人事、教員配置について、同2. 教育技量(スキル)向上の授業実践計画とその実施・担当について、3. (略)、4. LS設置構想の修正について 定員、配置教員数等、報告1.三者協議会(11月18日) 2.期成同盟の要請行動日程(11月27日)、であった。

島根大学における法科大学院構想は文部科学省高等教育局(大学課、専門教育課他)への「説明と示唆」(文科省への同構想の説明時の指摘。2001年4月26日、2002年3月5日、10月10日など)を通じ、また長期的な法科大学院制度の安定化もあり、地方の法科大学院設置については、法科大学院間の連携・連合が模索された。具体的には、単独設置を構想するまでの山口大学、単独設置予定の岡山大学、さらには広島大学との間でも協議が行われた。鳥取大学、鳥取環境大学とも設置予定の山陰法科大学院における授業科目への担当教員派遣については協議が行われ、教員派遣は現実化した(「パブリックマネジメント」の小野達也教授、「環境法」の増沢陽子助教授の任用)。毎日新聞、2002年6月19日、24頁 島根版「島根大ロースクール構想」記事(阿部雄介)。

山陰法科大学院の設置申請は、この経過の中で最終的に島根大学の単独設置となった。

(10) 2001年9月8日に開催された「シンポジウム」等は、主催は島根大学で、共催が鳥取・島根両県弁護士会、そして後援が両県司法書士会および両県行政書士会であった。全体テーマは「私たちに身近な司法と法科大学院の役割 - 地域で育ち地域で活躍する法曹を目指して-」。記念講演「国民のための司法と法科大学院の役割-司法制度改革のめざすもの-」は、中坊公平(前司法制度改革審議会委員、元日弁連会長)。文部科学省、文教ニュース、1644号、2001年10月1日、22頁、「島根大学、山陰法科大学院構想シンポジウム」。シンポジウム報告集として、島根大学法科大学院設置準備委員会(小室百合編集委員長)『山陰に法科大学院を!~地域に根ざした法曹養成を目指して~』、法文学部法

学科事務室、2002年5月、全32頁。

法科大学院の模擬授業（基幹科目『刑法』で講師は本学の秋野成人）。同コメンテーターとして牛尾則文（内閣官房司法制度改革推進準備室参事官補佐）、猪瀬信一郎（元福岡高裁長官、元司法研修所教官）、大出良知（九州大大学院法学研究院教授）。

パネルディスカッションのパネリストとして、宇津徹男（浜田市長）、宮川光治（日弁連法科大学院設立・運営協力センター）、国弘正樹（弁護士、石見ひまわり基金法律事務所）、大出良知（前掲）、梅田豊（本学法文学部法学科長）その他、来賓挨拶として合田隆史（文科省高等局大学課長）、両島根・鳥取県知事（澄田信義、代読副知事江口博明。片山善博、代読副知事平井伸治）、島根県商工会議所連合会会頭皆美健夫。以上につき、詳細は、島大法学第45巻（2001年）臨時増刊号「特集 シンポジウム「私たちに身近な司法と法科大学院の役割－地域で育ち地域で活躍する法曹養成を目指して－」、全100頁。同紀要に「島根大学山陰法科大学院構想」（全10頁）、「島根大学山陰法科大学院構想の概要」、平成14（2002）年（全2頁）所収。なお、秋野成人准教授の模擬授業につき、秋野成人「山陰法科大学院における教育手法について－ソクラテスマソッドによるプロフェッショナル養成－」島根大学生涯学習教育研究センター、2002（平成14）年3月。

なお、当時の構想では、学期制につきトリメスターを打ち出していた。トリメスター（3学期）制（各講義110分10週20コマ）第一学期（4～6月）、第2学期（10～12月）第3学期（1～3月）とするもの。現実には設置認可後、セメスターを4分割（クォーター）の4学期（分割セメスター）制とした。前半を春夏学期、後半を秋冬学期。法律基本科目の集中学習。例、1年春学期の民法Ⅰ（契約法）週4コマ（回）4単位。同期開講科目、公法Ⅰ（憲法）、法学情報（2単位）・選択科目「地域と法」（2単位）。

関連記事として、山陰中央新報、2001年8月9日「ロースクール理解して 島大と両県弁護士会」、同2001年8月10日「法科大学院設置を支援 卒業生30人出席 島大同窓会が懇談会」。シンポジウムとその後の島根県議会の動きにつき、毎日新聞、2001年8月28日、地方版「島根大来月8日 法科大学院目指しシンポ 講師に中坊公平氏」、同、2001年9月9日、島根版「司法を市民の手に 中坊弁護士が基調講演 法科大学院構想 松江でシンポ」松江市西津田のプラバホールで開催。会場いっぱい約700人の聴衆。刑法の実験授業やパネルディスカッション。山陰中央新報、2001年9月9日、「ロースクールの意義訴え 松江でシンポ 中坊弁護士が講演。産経新聞、2001年9月27日、中国版「法科大学院の島根大設置 知事が支持表明 16年開校へ「弁護士定着に有効」 澄田信義知事 県議会質問で表明。1学年30人で3年制の大学院。

- (11) 設置計画の概要が島根大学のHPに掲載された。これによれば、設置目的は、「国際化にも対応できる高度の法的思考力と知識を有する優れた法的知性を備えるとともに、人間的魅力に富み、ライフワークとして山陰をはじめとする地域の法化社会化に尽力する専門的ジェネラリストとしての法曹を養成する」とした。入学定員30名、教員組織18名（うち実務家教員7名）とした。教育課程での特徴は、「地域性と国際性」を謳い、前者の地域性では「『国民の社会生活上の医師』として地域課題を熟知し、地域社会に深く根ざした法曹」、後者の国際性では、「東アジアを中心とした各国法事情・国際取引に精通し、国際社会の発展に貢献できる法曹」を教育理念と目的とした。
- (12) 法科大学院設置等に関係する当時から今日までの島根大学歴代学長はつぎのとおり。1999年4月～2003年5月 吉川通彦、2003年4月～2003年9月、2003年10月島根医科大学と統合（新）島根大学～2004年4月法人化～2009年3月 本田雄一、2009年4月～2012年3月 山本廣基、2012年4月～2015年3月 小林祥泰、2015年4月～現在 服部泰直の各学長。
- (13) アメリカからのロースクール教員招聘による教育方法の研修も実施された。Mark Levin（ハワイ大学、リチャードソン・ロースクール）教授招聘事業計画により、講演「アメリカにおけるロースクールの法学教育について」と「山陰法科大学院構想に関する意見交換会」が、2003年2月6～7日開催された。これは、2003年度の教育改善推進費（学長裁量経費）による「地域に深く根ざした法曹養成」のための実務教育の方法の開発と構築のためのプロジェクトによる助成を受けた事業企画であった。またのちの開学3年目2007年3月2日には、再度同氏を迎えての法科大学院教育を考えるシンポジウムを催した。山陰中央新報、2007年3月3日付「法曹準備へ実務強化を」。
- (14) 2002年8月21日には、第20回法科大学院設置に関する両（島根・鳥取）県弁護士会・島根大学の**三者協議会**が行われている。また、**日弁連**（および島根・鳥取両県弁護士会）を交えた島根大学との法科大学院問題での**意見交換会**も開催された（2002年10月12日）。日弁連から飯田隆弁護士（日弁連法科大学院設立・運営協力センター委員長）、塩沢忠和弁護士（日弁連司法改革実現本部・日弁連本部）、両県弁護士会から会長他（岡崎由美子会長・弁護士、川中修一弁護士、同センター中国地区委員・松原三朗弁護士他）、島根大学から法文学部長（松井幸夫教授）、評議員（鈴木隆教授）法学科設置準備委員会委員の出席があった。

島根大学と両県弁護士会との法科大学院設立準備委員会の設置開催（2003年3月時点、26回の協議があった）。島根県弁護士会・島根県地域司法計画〔私たちがめざす島根の司法〕、2003（平成15）年4月、31頁。

島根大学法学科は法科大学院構想試案（2000年6月）を既に公表しており、

これに基づき、両県弁護士会との意見交換会の開催を重ねてきていた。1月27日には同学科教員、弁護士、両県の担当課（総務部総務課）職員が参加した勉強会が持たれ、設置予定のロースクールでの講義担当を前提に、当面「地域関係法特殊講義」を開講し、その科目担当の非常勤講師として大学院法学研究科に派遣する弁護士名が公表された。山陰中央新報「島根大 ロースクール創設を」、2001年1月28日19面記事。

「島根大学地域関係法講師予定者打ち合わせ会、テレビ3元中継（島根県弁護士会会議室、鳥取県弁護士会仮会館鳥取会場、同米子支部仮事務所米子会場）の会議では（2001年3月19日）、「地域関係法特殊講義Ⅱ 案」（2月19日、2001年前期大学院授業）、実務家弁護士の授業実施、15回分・講義内容（民事弁護3回松原弁護士、刑事弁護3回吾郷計宜弁護士、家族法3回岡崎由美子弁護士、企業法務3回大野敏之弁護士、行政訴訟3回水野彰子弁護士）、教員が各1名付くこと。その目的は「弁護士が担当した事例を教材として、山陰地域に根ざした問題とはなにか、どのような特徴があるのかを理解するとともに、学問領域にとらわれることなく、事案の解解決法理論的に考察する力を養うことを目的とする」ことにあるとするなど、実務家による法科大学院授業担当のシミュレーションともなる山陰法科大学院での授業実践の試みがなされた。

他方、大学教員も、島根・鳥取両県の法律事務所における実務研修が2002年から03年に2次にわたって両県で実施され、民事事案で裁判所における電話を用いた遠隔訟務会議、模擬起案等、新任弁護士研修参加等（広島県弁護士会・会館）への参加・研修が行われた。

(15) 丸磐根（まる いわね）会長は、山陰合同銀行による山陰法科大学院生対象の奨学金500万円貸与、山陰の地元定着の場合、金利1.5%減という奨学ローン制度を導入された。のちに厳しい局面を迎え、山陰法科大学院支援協会の創設（2013年）とともに会長職に就任され、山陰法科大学院修了生の司法試験受験のための経済面の支援（受験、交通・宿泊等の経費助成）に助力された。現在は同会の顧問。現会長は、池野誠（山陰文芸協会会長、前法文学部同窓会長）。副会長 大場利信・同同窓会長、事務局長 廣澤努 山陰法科大学院一期修了生・弁護士。同会幹事、会計他の役員には 修了生（弁護士・林一蔵、西村信之、中川修一、大西智之、福田真也他）、同窓生他が就任。同支援協会のHPは以下。<http://sanin-houka-shien.com/>

(16) 山陰法科大学院設置促進期成同盟は、2002年10月12日に結成された。2004年5月14日時点。顧問 島根県知事・澄田信義、会長・山陰合同銀行会長 丸磐根、副会長（2名）両県商工会議所連合会 鳥取県会長 米原正博、島根県副会長 江田小鷹、常任理事（4名）両県弁護士会長：鳥取県会長 安田寿朗、島根県会長 錦織正二、島根大学法文学部同窓会長 池野誠、島根大学法

学会 理事長 牧田幸人。理事：鳥取県司法書士会会長 森原強、鳥根県同会長 石原征、鳥取県行政書士会会長 有田敬、鳥根県同会長 長妻規定、鳥根県総務部長 濱田省司、松江市長（鳥根県市長会）松浦正敬、出雲市長 牛尾郁夫、浜田市長 宇津徹男、鳥根県町村会会長 岩谷義夫、米子市長 野坂康夫、境港市長 黒見哲夫、島大法文学部同窓会長 池野誠、同法文学部法学会 牧田幸人。監事（2名）鳥取県経済同友会代表幹事 高橋 務、鳥根県同宮脇和秀。

2002年10月地元の自治体、経済界が参加した山陰法科大学院設置促進期成同盟の発足時の2002年弁護士数、鳥取県24人、鳥根県23名であった、鳥根県弁護士会・前掲（注14）、鳥根県地域司法計画「私たちがめざす鳥根の司法」、同31頁。

2 山陰法科大学院の設置認可

文部科学省の大学設置・学校法人審議会の「法科大学院専門委員会」による審査が行われた。同専門委員会は、設置科目分野の研究者の他、裁判官、検察官、弁護士の計20人によって構成されていた。

専門委員会は、審査基準は公表しなかったが、設置基準によって大学教授ら研究者教員としての資格基準については「最近5年の業績」、また弁護士らの実務科目担当の実務家教員については「最近5～10年の実務経験」など、経験年数と担当科目との適合性（「科目適合性」）が審査された。

設置基準では専任教員の配置数は、学生15名に1名の割合で、1校に最低12人の教員、しかも実務家教員は全体の概ね2割以上を配置する必要があった。実務家教員とは、狭義の法曹（弁護士、裁判官、検察官）や専攻分野の実務経験をもつ教員である。しかし、国立大学法人である鳥根大学は、18名の専任教員（みな専任し教員を含む）配置を文科省から指導されていた。必要数の実務家教員は、そのうち少なくとも3分の1程度は常勤、「その余は年間6単位以上の授業を担当し、かつ実務基礎教育を中心に法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を持つもの」である「みなし専任教員」で構成される。

山陰法科大学院は、提供する教育内容・方法について、ミニマムの規模

(1クラス)の少人数教育(ソクラテスメソッドの双方向・多方向授業方式)を行うため、30名の学生入学定員、専任教員18名を設定した。このうち、専任教員の3分の1は、法文学部と大学院人文社会科学研究所の授業科目も専任として兼担することになっていた(この兼担専任期間は当初10年間であったが、5年余で廃止された)。

専任教員18名のうち、研究者教員は11人、実務家教員は7人とした。実務家教員のうち「みなし専任教員」は2人とし、法律実務科目である、法曹倫理、ローヤリングを中心に担当することになった。他の実務家教員は、本来専ら研究者教員が担当する科目についても、その教育能力、実績から、理論と実務を架橋し、総合させる教育効果を上げるため、一定の授業科目を担当する点に特徴がある。それらの科目(名)とは、公法、刑法、刑事法総合、民法、民法総合、国際取引法である。

司法制度改革の理念に沿って、地域・住民のニーズに基づき、全国で法学部といった法律系の学部基礎を置くことなく、設置基準が充たされれば、全国の適正配置で法科大学院の設置が可能であるとの展望から、2001年時点で、県レベルの地方自治体の長からも、積極的な法科大学院設置の動きが高まっていた。近県においては、山口大学は経済学部の経法学科を軸に、また鳥取県では県立鳥取環境大学に単独での法科大学院構想が示されたりもして、鳥根大学は単独の法科大学院構想となった⁽¹⁷⁾。

このような、法科大学院の量的な拡大設置の動きは、研究者教員および実務家教員の配置に困難さを齎した。鳥根大学の法科大学院構想においても、法律基本科目(公法、刑法、民訴法等)担当教員の他大学法科大学院教員としての異動によって、また実務家教員に関して裁判官および検察官派遣を関係機関との間で保証してもらうことが困難になった。このため、全国の人文社会科学系学部、私立法学系学部の教員の協力を得て、また弁護士教員のみで構成する実務基礎科目編成となっていた⁽¹⁸⁾。

法科大学院は、「**法理論教育を中心**としつつ実務教育の導入部分(例えば、要件事実や事実認定に関する基礎部分)をも併せて実施することとし、実務

との架橋を強く意識した教育を行う」(意見書、Ⅲ-2-2-エ)べきとされた。教員資格基準は、「教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味したもの」(意見書、Ⅲ-2-2-オ)とすべきとされていた。その結果、適格、不適格、保留との判定を受け、不適格の場合には補正が求められた。

山陰法科大学院は大学設置・学校法人審議会から、2003年8月審査の総合意見として教員組織において必要な補充を求められ、民事訴訟法および刑法において専任補充を行い、民事法分野で学部教員との配置差し換えをすることで対応し、また強い意見として求められていた「地域性と国際性」(設置目的)にふさわしい教育課程の科目編成・履修単位数につき再検討などして、これらを書面提出し、設置認可となった⁽¹⁹⁾。

入学者選抜は、第1次・2次選抜と2段階であったが、設置初年度は4倍を超える志願者であったが、それ以降志願者が4倍を越えないため、現実には第2次選考だけとなり、2014年度入試から第1次選考を廃止している。3年コースの第2次選考は小論文試験(配点20点)と面接試験(10点)、そして適性試験(第1～3部、50点)出願書類(20点)とし、上位から一定数を合格者としている⁽²⁰⁾。

<適性試験の利用>

このように、法科大学院の入学判定は、2004年から2018年度までは、他機関によって実施される法科大学院適性試験という共通試験の成績結果を用い、これに個別法科大学院の入学試験を課して、両者を総合して、上位者の一定数を入学させる方式である⁽²¹⁾。この適性試験は、入学判定資料としてこれを用いるかは、2019年度以降、各法科大学委の任意となったため、2018年度の適性試験の実施が見送られている。

教育内容、カリキュラム等については詳述しないが、山陰法科大学院の立地条件、法曹(司法)過疎地域からくる設立理念から、**地域**に深く根ざした社会生活上の医師としての法曹、また東アジア・環太平洋地域で山陰地方が占める位置から地域の**国際化**に対応できる法曹を養成することを掲げ、科目選択、地域を生かした履修ができるようにしてきた⁽²²⁾。

注

- (17) 読売新聞、2001年8月17日「法科大学院開設予定 『検討中』 含め85校」、同、2001年8月18日「『法科大学院』50超す大学が予定 大学側『質』の保証必要」。
- (18) 実務家教員のうち、現職裁判官の採用・派遣、公証人からの元検察官の転職（籍）による採用も試みた。設置申請中の2003年8月8日には、「山陰法科大学院 就任予定教員の全体会議」が大学で開催され、ここに就任予定の裁判官O判事にも参加いただき開学に向けた態勢作りにつき協議した。
- 当時の法科大学院設置をめぐる状況につき、毎日新聞、2003年7月17日「72校 来春開校へのぎ 法科大学院審議始まる」（クローズアップ2003）。この記事の中で「地元の弁護士らの数が少ない地域でスタートを目指す島根大は、定員30人と最小規模ながら、地元自治体や財界などの熱い期待を受ける。・・・地元の銀行も奨学ローン制度を検討しており、都市圏の学校にとってはうらやましい厚遇だ。」とある。アサヒ・コム、「法科大学院の教員候補、適否審査で「×印」続出」、2003年8月21日、15時54分。
- (19) その他の「強い要望意見」として遠隔地からの赴任教員の勤務形態、FD（Faculty Development）の実施内容・方法、入学選抜における優先枠（10名）の選抜基準、教育課程における「エクスターンシップ」に実施場所、進級・在籍要件につき、明示した対応を求められた。
- (20) 3年コースの他の選抜方式として、適性試験の第1～4部成績および提出書類の総合評価での合否判定方式がある。さらに、（設置時から2012年度まであった入学時の履修免除試験に替えた）のちの2年コースの法学既修者試験では法律科目試験、面接試験、適性試験（第1～3部）、提出書類の総合評価での合否判定とした。また、適性試験の全国下位15%未満の成績の受験生は総合点が高くとも不合格とした。本稿、注（21）参照。
- (21) 最初の適性試験は2003年8月に実施された。2003年～2010年は独立行政法人大学入試センターと財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会の2種類の適性試験があった。2011年からはこれら法務研究財団と商事法務研究会の共催によって適性試験が年2回実施されていた。
- (22) カリキュラム編成において、全員履修を想定した「地域と法」科目（2単位。選択必修、配当学年1～3年）においては、教室だけでなくフィールドワークを通じた地域において生起する法的問題のもつ意味、課題、解決の糸口を考えさせ、同様に「家族と法」（岡崎由美子教授・弁護士）を通じ、家族をめぐる課題を国際・日本で法と現実課題のなかで考えさせ、また国際関係科目（国際人権法、国際私法、国際取引法、比較契約法、英米法、EU法、東アジアの法事情、韓国の法事情、国際法など）の履修を通じ将来の地域の国際化に伴

う法的問題に対応できる資質と一定の判断力を身に着けさせようとする科目配当と教員配置によって特徴を持たせている。朝田良作教授、リチャード・グラディング教授（弁護士）、新見隆教授（弁護士）、他嘱託講師・鮎京正訓教授、牧田幸人名誉教授の招聘。島根大学大学院法務研究科、履修の手引 授業科目の一覧（平成16年度）、全33頁。

なお、履修方法、内容につき、以下。科目群は①法律基本科目群、②実務基礎科目群、③基礎法学・隣接科目群、④展開・先端科目群A・B。3年コース①～②の必修科目で71単位以上、2年コースは同様に①～②の必修科目で41単位、両2・3年コース共通で②～④の選択科目から26単位以上。これらの学内根拠規則につき以下。島根大学大学院学則（2004年4月制定）に在学期間（2～3年。第5章28条）、課程修了の認定（第8章42条3項）、山陰法科大学院の入学者選抜、履修、教育方法授業科目・単位数、修了要件については「島根大学大学院法務研究科規則」2004年4月制定、最終改正2014年2月）。修了要件97単位以上（2年コースは認定単位30単位を含む）。必修科目71単位（3年コース）、2年コースは41単位、選択科目は26単位以上。島根大学大学院法務研究科履修細則（2004年4月制定）

3 山陰法科大学院の開校

山陰法科大学院は、2004年4月1日に創設された⁽²³⁾。設置後数年間、大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会法科大学院特別委員会）は、付された要改善の留意事項について、その履行状況に関し、報告を求めた時期があった。

2006年3月30日、文科省による法科大学院（74校中44校に）改善指導があり、島根大学には9項目の留意事項が付された⁽²⁴⁾。それらは、厳格な成績評価という基準から見た成績評価の偏り等に対する指摘であったが、翌年には2項目だけに改善された。これに対し、山陰法科大学院は山陰地域に深く根ざした高度専門職業人である法曹を養成する法科大学院として確かな基盤を築くため、この間、教育課程と教育内容を飛躍的に充実させ改善することによって、2008年には、これらの要改善の留意事項も皆無となった。

第1期生は、2年次生1名（法学既修者試験合格者）と1年次生32名（法

学未修者)であった⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。4学期制の授業が、18名の専任教員体制で、1講義室を拠点に開始することになった。

＜地域性、国際性を生かしたカリキュラムの実践＞

法科大学院では、法律の基本科目から展開・先端科目という基礎から応用へと関係科目を学年進行に合わせて系統的に学ぶとともに、より実践的な法律理解と法曹に不可欠な実務的能力・技能を高めていくことになる。

山陰法科大学院は、学年毎の「教育目標」とその達成のための「教育内容」を段階的に積み上げ達成するために、これらを「階層的教育」として示した。これは 法科大学院協会等によって示された「法科大学院共通的な到達目標モデル（コア・カリキュラム）」を修得することによって修了生が到達すべき学習内容・水準という「到達目標」とも合致するものであった。2010年度以降には、これらを3つのポリシー（3P）として明示した⁽²⁷⁾。

山陰法科大学院の理念を支えるキーワードとなっている「地域性」は、「地域に深く根ざした法曹」を養成する目的で、専門的ジェネラリスト・山陰プロフェッショナルの院生を育てるために考えられた科目であり、基礎法学・隣接科目群の選択必修科目（2単位、1～3年配当）である。授業は、山陰地域の法的諸問題の特徴の理解と地域法曹の活動現場での実地研修を通じ、関心あるテーマにつき調査（ヒアリング）、資料収集し、レポートとして完成させる内容である。大半の院生が1年次に履修しており、その後の院生の「地域」性への問題関心を高めて来ており、公設法律事務所での就職への動機形成となった例も多々ある⁽²⁸⁾。

その他、カリキュラム上、実務基礎科目群における山陰法科大学院の特色として、実務基礎科目群に分類されるリーガルクリニック（a、b 各2単位）、ローヤリング（2単位）、エクスターンシップ（a、b 各単位）がある。リーガルクリニックでは、学内法律相談時の立会事例や地域へ出張しての法律相談・出前講義の立会事例を随時取り上げてきた。エクスターンシップは、鳥根・鳥取両県の法律事務所に2週（60時間）にわたる実習を中心に事例報告・検討ゼミとして、地域に密着した実務の実際を体験し、それまで

に学んだ「理論と実務の架橋」を図ろうとした。県外でのエクスターンシップは、国外（オーストラリア）および他県（隣県の山口県）の法律事務所でのエクスターンシップを行った例もある。ローヤリングは学内の法廷教室（模擬法廷、旧法文学部棟4階）を使用した模擬裁判の形態も取り入れた授業を行ってきた⁽²⁹⁾。

国際性については、重点科目として一定の履修状況はあるが、その効果については、まだ検証する材料をえていないが、国際（涉外）系法律事務所への就職者は1名であった。

<修了生：法務研修生>

司法試験の受験機会は 法科大学院を修了して後、2006年には5年間に3回とされていた。これはのちに受験生の心理的負担とリスクを減らし法曹離れに歯止めをかけるとして、司法試験法の改正により、2015年の司法試験から5回受験可能となった⁽³⁰⁾。山陰法科大学院は、受験機会のある期間は、「法務研修生」という身分で修了生に学習機会を保障する制度を設けた。この法務研修制度では、キャレル付きの法務研究室の終日使用と法務アカデミックアドバイザー（AA）による学習指導、相談、セミナー等を受けることができる⁽³¹⁾。

<司法試験合格者>

2006年3月に1期生（法律既修者）の1名が修了し、同年5月に第1回目の司法試験に挑み、秋には合格を果たした。

司法試験合格者は、その後2007年3名、2008年4名、2009年1名、2010年3名、2011年4名、2012年2名、2013年4名、2014年0名、2015年3名、2016年1名、2017年2名、2018年2名の計30名であった（択一試験合格者段階では、2019年3名であった）。

注

(23) 設置直後の山陰法科大学院の状況と意気込みにつき、法学セミナー編集部「法科大学院探訪⑤ 山陰法科大学院（島根大学法科大学院）地域に対応する

スペシャリストを育てるために」三宅孝之教授（法務研究科長）、朝田良作教授（企画運営委員会委員）、國弘正樹教授（教務委員会委員）に聞く、法セミ、2004年8月（596）号 1～4頁。

- (24) 山陰中央新報、2006年3月31日、3面。実地審査による改善指摘内容として、法科大学院講義室、院生研究室の直近場所（別教室区画。第1・2セミナー室：院生図書室）における頻度の高い法律書籍（参考書、コメントルを含む）・法律雑誌の配架、コピー印刷機設置による終日利用の便宜を図ること、院生の授業を含む意向につき、無記名での意見投稿できるポスト設置等であった。別棟の教員研究棟にあった法学資料室の一部法学関係資料は、院生室に隣接する室に移設されるなど、これらは、まもなく改善された。
- (25) 入学者では男性26名、女性7名、法学系出身者（「隠れ既修者」）21名、非法学系出身者12名であった。社会人（既卒）は23名で、山陰地方出身者は10名余であった。本稿注（23）、法セミ、1～2頁。
- (26) 1期生の法曹志望の士気は高く、施設の分散状況（法文学部棟4階法学資料室・教員研究室、生物資源科学部棟2・3号館1階）のなかで、週末の法学資料室利用、無料コピー枚数の増等が院生自治会を通じ、また定期的教員・院生間の意見交換会で率直に出され、院生間融通も行い合意形成し解決が図られた。
- (27) それらは学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育目標・教育課程編成実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）、これに対応した入学者受け入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）として公表され、シラバスにも記載された。
- (28) 修了後、山陰地域で弁護士となった者も、法曹の3割を超え、また地方（非都市部）で弁護士となった者も1割に達している。都市部での公設法律事務所への勤務弁護士もいる。島根県下の隠岐諸島の法テラス西郷法律事務所（公設）に赴任した者（堀友紀子弁護士）もいたが夭折された。総じて、本授業を通じて地域性を問題意識としてもつことが深まったといえないであろうか。
- (29) 具体的には、学内に「地域法律相談センター」を設置するとともに、学外の「山陰リーガルクリニック法律事務所」（弁護士法人）との連携を図り、授業に取り入れ、院生の実践的で効果的な学習、体験を通じ実務能力・技能を高めようとしてきた。同センターは、2004年の政府による大学改革推進等の補助金を得て「法科大学院等専門職大学院支援プログラム」（3年間）の一環として設置されたあと、以降山陰リーガルクリニックと連携し事業継続し、学内外の法律相談に科目担当の実務家教員（弁護士）の指導の下で対応してきた。ここでの相談（事例）は、相談者の同意と了解を得て、山陰地域に生起する法的問題として院生に実感、理解してもらい、法律家の役割を体得させる教育の機会と

して活かした。この「法律相談」は、学内だけでなく、山陰地域の自治体と連携し「出張」「移動」法律相談として、教員・院生とともに実施され、法曹志望への強い動機付けにも効果があった。これまでに、島根県雲南市（速水雄一市長。太田昌人・債権管理対策局長 当時の窓口）を嚆矢とし（2007年）、鳥取県（米子市）、鳥取市、島根県津和野市、益田市とも地域の法律相談での連携を重ねてきた。雲南市での2007年当時の法律相談（夜間出張）の状況につき、太田発言記事。「中山間地域は人間関係が濃いため、他人に知られたくない相談をしにくい。法的知識を得られる場もほとんどない。駆け込み寺になる弁護士は必要」としている。読売新聞、2013年7月14日、「参院選② 島根の課題、司法過疎」。

(30) のちに法改正によって、短答式試験の科目数が7科目から3科目（憲法、民法、刑法）と絞られた。日本経済新聞、「司法試験、5回までに受験制限緩和改正案が成立」2014年5月28日。

(31) 法務研修生は、5年以内でAAによる実践的な事例起案作成（答案練習）に関する指導や学習環境の提供を行っており、延長更新可能で2か月以内6000円単位として研修できる。「島根大学大学院法務研究科法務研修生に関する内規」（2016年8月教授会承認）。現在「島根大学山陰法実務教育研究センター法務研修生に関する内規」（2019年4月）に承継。数名の法務研修生が在籍している。

4 自己評価、外部評価、認証評価機関による第三者評価、教育推進

法科大学院は、学校教育法（第109条第3項）によって、設置から毎5年以内に、第三者評価機関による認証評価を受けることが義務づけられている。この認証評価は、二面、すなわちその教育体制、教育内容、教育活動等が必要と考えられる基準に適合しているか否かの評価である「適格認定」と法曹養成に向けた効果的な取組みをしているかの評価である「分野別評価」からなるものである。

山陰法科大学院も自己評価と本法科大学院が委嘱した外部の委員による評価を踏まえて、この認証評価機関の第三者評価を受けることになる。

山陰法科大学院は、第1回（2008年度、2009年3月公表）と第2回（2013年度、2014年3月公表）の認証評価を、認証評価機関である公益財団法人で

ある日弁連法務研究財団から受けることになった。

この第三者評価機関による評価は、評価を受ける法科大学院が提出する「自己点検・評価報告書」と実地訪問しての調査（資料閲覧）・聴取（教員・学生との各意見交換会、修了生との懇談会、ヒアリング）見学（授業・施設）を基にしている。

第1回の認証評価では、その対象となった9分野毎⁽³²⁾に評価（A＋、A、B、C、Dの5段階評価）を見ると、7分野でB（取組みが質的・量的に見てしっかりなされている）および2分野でC（取組みがなされている）の評価であり、また設置基準の適合である合否判定事項は、16項目すべてが**適合（合格）**であった。

第2回に認証評価（2013年度8月実地調査）では、4分野でB（よく実施できている）、4分野でC（実施できている・最低限必要な水準に達している）、1分野でD（実施できていない。最低限必要な水準に達していない）で、うち要再評価が2項目（3分野にDと5－1分野のC）あり、また設置基準の適合である合否判定事項は、**全体として適合（合格）**であった⁽³³⁾。

＜教育推進＞

2008年には 文科省から近隣の専門職大学院である法科大学院における教育の質保証と連携を深めるため四国連合法科大学院および岡山法科大学院との教育推進事業の採択を受けて、シンポジウムを開催し、また同3法科大学院間で遠隔通信機器を用いての相互の授業連携・利用の在り方を検討するなど、地方における小規模法科大学院における今後の教育連携を模索するなどした⁽³⁴⁾。

注

(32) 9分野とは、①運営と自己改革、②入学者選抜、③教育体制、④教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み、⑤カリキュラム、⑥授業、⑦学習環境および人的支援隊制、⑧成績評価・修了認定、⑨法曹に必要なマインド・スキルの養成（法曹養成教育）である。

(33) 要再評価の3分野の教育体制については、適格性のある教員への授業担当

の差し替えを行い、5-1分野の当該一科目を廃止し「各科目群の適切な履修選択指導を行う」（評価報告書3頁）こととした。

(34) 専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム（平成20年度）「中四国法科大学院連携教育システムの構築」地方法科大学院における教育連携のあり方、岡山大学法科大学院「臨床法務研究」第8号（2010年2月）、23～115頁。

5 入学者の減少による入学定員削減と連携・連合の模索

2009年6月には、これまでの文部科学省による推進プログラム（注34）を踏まえて、山陰、四国、岡山の3法科大学院の連携実績を踏まえ、新たに入試を共同実施することを含め「共同大学院構想」へ進むことの可能性について検討した⁽³⁵⁾。しかし、地理的に接近した3大学の連携、連合の方向性は結実せず、最終的にこれまで通り、3法科大学院は単独の組織形態を維持することになった。

<出願者数の減少対策>

出願者数の減少に伴い2010年度入試から入学定員を30名から20名に改めるとともに、受験機会と競争倍率を確保するために、鳥根大学のある松江会場以外に大阪会場での入試を実施し出願者が19名に達した（2009年）。翌2011年度入試では前・後期（2010年9月、11月）の2回入試を実施し、会場も松江会場以外に東京会場（前期）、大阪会場（後期）としたり、2次募集（2回）、3次募集をするなどの工夫もした（出願者29名）⁽³⁶⁾。

司法試験の合格率の低迷と合わせて、新たに2011年から司法試験予備試験（「予備試験」）が実施され、法科大学院進学者の減少を助長することになった。

この予備試験は法科大学院を修了することなく、同修了生と同等の学力があると認定するものであり、この予備試験に合格すると、司法試験の受験資格を得ることになる。この予備試験は、社会的状態から時間的に、また金銭上の都合等の理由により、法科大学院進学が困難な者に、法曹となる道を開

くという建前であった。法科大学院制度は、既述の通り、点からプロセスの重視の司法制度改革の中での法曹養成教育であったが、その在り方を大修整することとなった。

予備試験は8科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法、一般教養科目）の短答式筆記試験（5月）と論述式筆記試験（7月。前記8科目プラス法律実務基礎科目）があり、その合格者に口述試験（10月）が同法律実務基礎科目（民事実務、刑事実務、法曹倫理）が課される。

法科大学院における優秀な学生確保および質向上のため、2009年4月より、入学金・授業料の特別免除制度を創設した。この制度の対象は、5人程度で、うち3人を山陰両県出身者とする全国法科大学院で初めての地域枠制度を伴うものであった⁽³⁷⁾。

この背景には、2009年4月17日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が示した「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」という法科大学院の方向性を決定づける文書の公表があった⁽³⁸⁾。

文科省（高等教育局専門教育課専門職大学院室）は、この報告書に基づき、同年4月22日、鳥根大学をはじめ法科大学院を設置する各大学に対し、「法科大学院教育の改善に関する改善計画書」の提出をも求めた。それら計画書中の項目は、①入学者の質と多様性確保、②修了者の質保証、③教育体制の充実、④質重視の評価システムの構築、に関する取組状況について回答を求めるものであった。

この結果、同（2009）年6月1日から、文科省によるヒアリングがあり、中教審報告（高等教育局専門教育課専門職大学院室所管 法科大学院部会）によって、法科大学院の抜本的見直しを招来させる事態が生まれた。とくに、問題指摘を受けた法科大学院として、司法試験の平均合格率の半分以下に2年連続（国立では鹿児島、鳥根）であること、入学者定員倍率競争倍率を2倍以上にすること（同年、合格者27名で入学者18名、競争倍率1.7倍、受験者数49名）。このことから、該当する法科大学院は入学定員を21名（3割減）とする方向が提示され、定員減を余儀なくされてきた（静岡法科大学

院20名、鹿児島同15名に)。これは入口定員を縮小させ競争倍率を2倍に維持し、また司法試験合格率を高めることの「質保証」の教育が、当初なかった法科大学院の認証評価項目にも取り込まれることになった。

この背景には、文科省高等局がヒアリングの中で認めたように、法曹三者である司法研修所（最高裁）による二回試験の成績結果に対する懸念、また法務省の司法試験委員会による試験結果の否定的な評価、そして日弁連内にある法曹人口増への反対と法科大学院の教育の質低下のキャンペーンがあった。

それまで、日弁連法務研究財団が山陰法科大学院に対して、積極評価してきた未修者教育実績、カリキュラム対応、優秀な学生への授業料免除制度採用を評価してきたのであったが、新たな質評価基準によって、司法試験合格率20% 学年進級率61.8%（4割近くが留年）の山陰法科大学院への運営費交付金の削減も進み、そうではない交付金増の法科大学院との間に法科大学院の二極化現象が生まれることになった。

このことから、やがて予備試験制度の導入が叫ばれるようになり、また法科大学院に進学できない経済的弱者救済という例外的制度の採用の正当化から、学部修了段階での受験による法曹短期コース化の制度の変容が生じてきた。

また、文科省内に設置された第三者ワーキンググループによる、フォローアップ対象校として地方の法科大学院である山陰法科大学院も入る中で、2009年5月27日、同法科大学院教授会は、2010年度から入学生定員（現30名）を3割余減の20名とした⁽³⁹⁾。

注

(35) この方向は文科省高等教育局「大学における教育課程の共同実施制度Q&A」（平成21年3月、全14頁）に基づく。平成17年の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」等を踏まえたもので「国公私を通じ、複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、教育プログラムを編成する仕組みを創設するもの」（Q1・A1）。この共同教育課程は構成する大学において最低限

取得すべき単位数として、法科大学院・教職大学院は7単位以上としていた。日本経済新聞2008年12月10日「法科大学院を一体運営 岡山・島根・香川大が検討 10年春にも共同大学院」。

- (36) その他の入試方法の改善は、既修者免除試験を入学直前の3月に実施し学年振分け（既修者認定で2年次に在籍か否か）をしていたが、時期を早め受験年の12月に実施すること、さらに競争倍率目標を2倍以上とし、志願者増を図るため適性試験第4部活用型の入試も採用した。とりわけ、山陰地域出身の志願者増を図るため、2009年度入学者から入学成績優秀者5名に対し、入学料・授業料特別免除制度（山陰枠3名、一般枠2名）を設けるなどして適用入学者も得た。しかし、大幅な好転は見られず、2011年度入学者10名（受験生31名、合格者15名）、2012年3名（同受験者15名、合格者8名）、2013年度2名（同受験者9名、合格者4名）となった。島根大学大学院法務研究科、「島根大学大学院法務研究科における成績優秀者の入学料及び授業料特別免除に関する規則」（2009年1月制定）、2条他。同、自己点検・評価報告書、2013年8月、11、21頁。

なお、法科大学院における社会人が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきとし、「資力の十分でない者が経済的理由から入学困難にならないように奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種支援制度を十分に整備・活用すべきである」（意見書Ⅲ-2-2-3）とする。

単独存続を歩む松村和徳法務研究科長の岡山大法科大学院は2010年度から、定員25%削減した（入学定員60名→45名）。74校中46校で定員割れ、司法試験合格率平均33%（岡山31%、島根4名15%）

- (37) 予備試験合格者は、合格後の4月1日から5年間（最高5回）の司法試験（「本試験」）の受験ができる（2014年までは5年以内に3回受験）。

www.moj.go.jp/jinji/shihousiken/shikak_saiyo_index.html. 2011年の出願者は8791名（口述試験合格者116名）、2018年13746名（同433名）。2014年度には予備試験受験者数が、法科大学院受験者数を超えた。

- (38) 支給期間は3年で、入試成績と面接試験による。山陰中央新報、2008年10月10日。

- (39) 毎日新聞、2009年5月30日、19面。

6 島根大学による募集停止決定と新たな法曹教育の模索（1）

山陰法科大学院は、2013年6月17日の全学の教育研究評議会において2015

年度からの入学者の単独の募集停止を決定した。同時に他大学との共同大学院構想または連合大学院構想を展望し、具体にはキャンパス分散型の広域連合法科大学院構想の可能性を、東海・関東地域の静岡、筑波大学（法科大学院）との間で探ることにした。

(1) それまでの山陰法科大学院の応募者は、都市部での入試会場の設定による受験機会の拡大を図ったにもかかわらず増加しなかった。2013年度から法科大学院の運営費交付金が、国立の法科大学院として先の入学者定員に占める受験者数、司法試験合格率等を指標基準とし、削減されることになった⁽⁴⁰⁾。

このため、2013年1月、山陰法科大学院の果たした実績は重いとして、法科大学院の設置時に経済人として期成同盟の設置に関わった丸磐根が筆頭呼びかけ人となって、経済界、弁護士会など、地域をあげての山陰法科大学院の存続を求めたアピールが出された⁽⁴¹⁾。同年3月29日には、同アピールに応え、同呼びかけ人を中心に山陰両県の弁護士らで「山陰法科大学院支援協会」が設置され、今日に至っている⁽⁴²⁾。

2013年4月、開催閣僚会議の下に設置された「法曹養成制度検討会議」(2012年8月第1回)の第12回会議は、同会議の「中間的とりまとめ(案)」を行った。これによれば、かつて意見書および政府計画において司法試験の合格者数を年間3千人程度としてきたことを撤回する方向を示すとともに、問題を抱える法科大学院に自主的な定員削減や統廃合を促すとして補助金の削減や実務家(裁判官、検察官)教員の派遣停止などによって、従来の法科大学院支援体制を見直すとした⁽⁴³⁾。同月、島根県弁護士会(大野敏之会長)は地方法科大学院が司法過疎の解消、地域司法の充実・発展と地方自治・地方分権を支える人材の育成にも貢献しているとして、公的支援見直しではなく、むしろ財政面での支援策を行う必要があるとのパブリックコメント意見を公表、提出した⁽⁴⁴⁾。

学長の交代後(2012年4月)の方針転換により、新学長は、この山陰法科大学院の存続を求める地域の要望があるにもかかわらず、司法試験合格者が

ゼロとなったことを契機に、2013年6月17日開催の教育研究評議会において、大学院法務研究科の教授会の議決、意向に反して、2015年度以降の入学募集停止を決定した（前述）⁽⁴⁵⁾。

その際、法科大学院の廃止に向けた動きを「ビヨンド・ロースクール (Beyond Law School)」と標榜し、学長・大学理事会は法科大学院の教員を分割し、医学部においては、医療法務・訴訟、法医学関係の教員ポスト配置・人員移動に向け受け皿となる構想を企図し、文部科学省等に打診したが、この他学部への分割再配置構想は脆くも潰え去った。文部科学省は、率先して法科大学院の窮状から募集停止に踏み切った場合には、法科大学院の一定数教員を、学部の法学系教員として増員配置も可能となることを示唆していたのであり、大学の方向性は、これとも矛盾するものであった。

(2) 法務研究科(長)は、募集停止のみの評議会決定となる流れのなかで、同様に入学者が定員数を充足できていない地方の国立大学法人の法科大学院との情報交換、連携、連合をも視野に入れ、さきの教育研究評議会(6月17日)において、同時に山陰法科大学院は、他大学の法科大学院との連合法科大学院の可能性を追求することも議決に入れさせ、新たな法科大学院存続の道の模索が始まった。この新たな法曹養成の教育を志向した島根大学の在り方と方針は、今日でも堅持されるべき、公的責任を負う目標となった。こうして、8大学G8⁽⁴⁶⁾協議を開始し、いくつかの法科大学院間で「連合法科大学院」が設立できないかを模索し始めた⁽⁴⁷⁾。

また特定法科大学院との連合構想も模索された。しかし、文部科学省は、地方の困難を抱える地方国立大学法人間の弱小法科大学院の連合、いわゆる「弱弱」連合による法科大学院構想については、長期的な展望が見いだせないことから否定的であった。このため、定員規模数の多い国立大学法人の法科大学院と困難を抱えた島根大学の山陰法科大学院のような弱小法科大学院との連携法科大学院構想が検討されるようになった。この国立大学法人間の連携構想は、進展することなく、遂には設置法人の異なる国立私立間の法科大学院間連携も模索された。都市部の大規模私立法科大学院と島根の山陰

法科大学院のような地方国立大学法人法科大学院との連携での法科大学院組織存続も模索された。

注

(40) 朝日新聞、2013年3月31日、10版・島根版、34頁。記事「山陰法科大学院 岐路に」。

(41) 「山陰法科大学の存続・発展を求める訴え（アピール）」（2013年1月10日）。アピールは、丸磐根（山陰合銀特別顧問、旧山陰法科大学院設置促進期成同盟会長）を筆頭に、古瀬誠（山陰合銀会長）、溝口善兵衛・平井信治（島根・鳥取両県知事）、水野彰子・松本美恵子（両県弁護士会長）、三上眞爾・坂本治（両県司法書士会長）、堀内祐造・有田敬（同行政書士会長）、北川泉・本田雄一（元島根大学学長）、池野誠・盛山正義（前・現島根大学法文学部同窓会長）和田亮介・新谷智人（同同窓会顧問）、岡崎由美子・安田寿朗（元両県弁護士会長、旧期成同盟会委員）、大西智之・中川修一・西村信之・林一蔵・廣澤努・福田真也（両県弁護士、山陰法科大学院修了生）、岡崎勝彦・三宅孝之（前山陰法科大学院教授・同期成同盟委員）の26名によって出された。そのアピールは、「地方の大学が21世紀社会に求められる地域の生涯学習の拠点としてのみならず、幅広い職業人養成教育とあわせて、高度専門職業人養成教育の機能を担うことが、これからの日本が地方発の新しい展開を見せるうえで一段と重要性を増している」（3節）とする。そして「山陰法科大学院の存続・発展のために、単独ないしは他の法科大学院との共同化を含め、これまでの実績を踏まえ、定員、教育内容等のさらなる改善にあらゆる知恵を出し、制度的工夫をされることを切望するとともに、地域として支えあうこと」（末6節）を訴えるとする。2項目のアピールをする。すなわち「・山陰法科大学院が山陰地域の唯一の高度専門職養成機関として存続・発展するように、今後とも国家政策レベル、法曹関係者および両県民によって、山陰地域の特性を踏まえた配慮と支援が引き続き行われるべきこと ・山陰法科大学院が法曹養成機関として存続・発展するために、両県民と各界の人々の支援・協力のもとで、なお一段と英知を発揮し方策を講じること」。

(42) 山陰中央新報、2013年3月30日記事、「山陰法科大学院 支援協会を立ち上げ 両県弁護士ら 入学金、授業料助成へ」。所在地、山陰法科大学院支援協会 島根県松江市法吉町65-44。同支援協会は池野誠（同会会長代行）名で、法務省大臣官房にパブリックコメント（「法曹養成制度検討会議・中間的とりまとめ」について）を提出し、次の文章を追加するように求めた（同年5月10日）。「地方の法科大学院は、公的支援の見直しと組織見直しの促進対象としない。国

は、地方の法科大学院に対し、当該法科大学院が立地する地方・地域の特性を踏まえた配慮と支援を行う」。また「地方の法科大学院は、単なる数字のみによって計ることのできない役割を担っている。このため、司法試験合格率、入学競争倍率、定員充足率等の数字を基準に公的支援の見直し対象とするのは適当でないし、組織見直しの促進の対象とすべきでないことは言うまでもない」こと。

(43) 第12回「法曹養成制度検討会議・中間的とりまとめ（案）」、2013年4月9日、資料1、全21頁。法務省はこの中間まとめについて（意見募集・パブリックコメント）を求めた（同4月12日）。山陰中央新報、2013年4月10日記事、「3000人の理想」看板下す 法科大学院、リストラ必至。毎日新聞、同日12A版記事、法科大学院支援見直し、地方「切り捨て」懸念。この後者の記事（伊東一郎記者）の中に、今年度国立で唯一補助金削減対象となった山陰法科大学院の朝田良作・研究科長の「中間提言は、地方における法科大学院の適正配置を重視する視点が後退している。地域に根ざした法律家の養成も、法科大学院の理念の一つだった」との発言を載せている。

(44) 鳥根県弁護士会、「法曹養成制度検討会議・中間的とりまとめ」について、2013年4月18日。山陰中央新報、2013年4月20日、記事「法科大学院見直し「配慮を」 鳥根県弁護士会 政府に意見書提出」。朝日新聞、2013年5月1日記事、「山陰法科大学院へ公的支援求める 県弁護士会、法務省に」。新谷智人（鳥根大学法文学 部同窓会顧問、注（41））は、5月4日付で、山陰法科大学院にも言及し、地方法科大学院への一律見直し除外と特徴ある法科大学院への財政支援、配慮を行うことの追加記述を求めたパブリックコメントを法務省に提出された。

(45) 読売新聞、2013年7月14日記事、「司法過疎」。山陰中央新報、6月18日、「2015年に募集停止することを発表。複数の法科大学院による「広域連合法科大学院」の設置を目指すとしている。国公立大学での募集停止は初となる」。

この学長の「リーダーシップ」の発揮、大学の特色を出す「ガバナンス」の構築は、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（2013年5月28日、教育再生実行会議）およびその後の一連の「国立大学改革プラン」（文部科学省、2013年11月）による方向に合致させるものであろうか。

www.mext.go.jp/component/a_menu/koutou/houjin/1341970.htm のちに（2015年6月8日）文科省高等教育局が「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」の通知を發出しており、これにつき巷間では「人文社会科学系学部・大学院を廃止し、社会的要請の高い『自然科学系』分野に転換すべきメッセージだとする受け止めがあることを認めつつ、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めること」にしているものとし

た。文部科学省「新時代を見据えた国立大学改革」。

www.mext.go.jp/component/a_menu/.../1362382_2.pdf

- (46) 相互にG8 (Group 8) と呼称した法科大学院は、島根、静岡、鹿児島、信州、熊本、筑波、琉球、香川 (香川・愛媛連合) の8法科大学院グループである。
- (47) 島根大学教育研究評議会で提示された、募集停止後の山陰法科大学院のあり方は次の第7章参照。

7 閉校と新たな法曹教育の模索 (2)

山陰法科大学院は、2015年度からの入学者の募集停止発表 (2013年6月) によって、単独での存続の道は断たれた。在学生の在籍期間中の存続となった。在学生には、長期履修生もいたことから、その在籍期間は、長期履修期間 (3年) と休学期間 (2年間) があれば、5年間、すなわち2014年度の最終の入学生であれば2018年度の2019年3月をもって、修了し、同時に山陰法科大学院も閉校・廃止もありうることになった。

そこで、単独相続の無くなった山陰法科大学院は連合、連携の法科大学院構想の帰趨を含め、法科大学院廃止後の、島根大学における法曹養成教育の展望と構想を考えざるを得なくなった。そこには、地方の法科大学院間の連携、連合では、法学系学部、学科への大学進学者の激減もあり、法科大学院の存続は困難性を帯びてきていたことがあった。

そこで、2014年度から文科省の特別経費 (プロジェクト分) の交付を受け教育研究組織の再編成等を見据えた構想プロジェクトとして「地域に根ざした法務人材教育体制の構築事業」(2か年) によって、山陰・島根地域における①法曹養成を含む教育のあり方、②地域諸機関との連携による法務人材養成教育のあり方を検討することに着手した。

具体的には、同事業は、

「大学院法務研究科の改組計画に伴い、これまでの法曹養成教育の実績等を踏まえ、地域に根ざした法曹を含む法学教育のニーズ調査とともに、法務人材を地域の関係諸機関と連携共同して養成するための体制と

教育プログラム等を構築するための調査研究を行う」ことにあった。

2か年にわたり、地域の法律系人材育成に関するシンポジウムを東京で開催するとともに⁽⁴⁸⁾、あらたに、「島根大学山陰法実務教育研究センター」を設置し、また法文学部法経学科の学士課程教育に「特別副専攻」としての「司法特別コース」を設置し今日に至っている。

注

(48) 報告集として、①島根大学山陰実務教育研究センター、シンポジウム・地域の法律系人材養成の展望～山陰法科大学院の理念・実績の継承と新時代の法学教育のために～（2015年3月14日）報告書、2015年10月、全143頁。②島根大学山陰実務教育研究センター、シンポジウム・地方創生を担う法律系人材養成の始動～山陰法科大学院の資産継承による成熟社会に向けた新たな法学教育への挑戦～（2016年3月19日）報告書、2016年8月、全146頁。

初年度は、2014年に設置された島根大学同山陰法実務教育研究センター主催で、地方国立大学法科大学院研究科長会議（G8）が共催した。文科省高等教育局の牛尾則文専門教育課長は挨拶のなかで、法科大学院の教育効果を生かすこと、高等教育における職業教育の充実によって法律系人材を養成することが重要性をもつことに触れた。全体として、日弁連（法科大学院センター副委員長・柁島裕之）、法科大学院協会（副理事長・村中孝史）、山陰法科大学院修了生（弁護士・廣澤努）、鹿児島大学法科大学院（研究科長・米田憲市）の報告、地方の法科大学院（G8）を含むパネル・ディスカッションで構成された。廣澤努「報告3 山陰法科大学院の意義と成果－次世代に受け継ぐべきもの－」、同報告書、2015年、17頁以下。

翌年度（2015年）は同センター主催で、同G8が共催し、文部科学省の後援によるシンポジウムとなった。ここでも、18歳人口の減少と大学進学率の高さのなかでの大学のユニバーサル化の中にあって地方国立大学が地方創世の中で担う法曹を含む法律系人材育成の役割につき議論があり、法科大学院後の新たな法学教育組織のあり方や法科大学院との連携を含めたICTの活用による法学教育の拡充など、地方での法律系人材育成の具体的な方向性と課題が提示され明確になった。とくに、土田伸也（中央大学法科大学院、教授）の「法科大学院教育におけるICTの活用と地方在住者向け法曹養成教育の可能性～委託事業の成果～」報告は、サテライト形式の遠隔授業等の先進的な試みとして示唆的であった。また、大石和彦（筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻長・教授）の「有職社会人を対象とした法科大学院教育におけるICTの意義」

報告も、地方在住・有職社会人の法科大学院教育を場所的・時間的障害を解消しながら実施できるサテライト方式やモバイル方式での教育アクセスの実効性を語っている。いずれも、東京・新橋のラーニング・スクエア（Learning Square）新橋で各83名、63名の参加者で開催された。

なお、このシンポジウムには、大学執行部からの物的、人的な協力および支援は得られなかった。この姿勢には、法科大学院の募集停止公表（2013年6月）から変化がなく共通のものがあるといえよう。本文注（45）後段参照。大学は地域貢献につき掲げているが、これとも矛盾しよう。島根大学、島根大学のビジョンと戦略－地域に生き世界に輝く大学を目指す新たな展開と挑戦、（2016年4月1日）。「地域社会との連携を強化し、地域における「知」の拠点を形成する」「地域・社会貢献－1 地域社会における「知」の中核として地域創生に貢献 ①**地域社会との連携を強化し、全学をあげて地域志向の教育及び研究の一層の伸展を図り、地域貢献人材の育成や地域の課題解決に資する教育・研究を展開する。**」

おわりに

法科大学院の設置初期（2004年～2005年）に74校あった法科大学院は、遂に2018年には、15校が廃止、20校が募集停止（予定を含む）となった。2004年の7万3000人の志願者数は1割程度に落ち込んでいる⁽⁴⁹⁾。文部科学省は、中央教育審議会の法科大学院特別委員会において、2019年度入試からは法科大学院の未修者枠を撤廃するとした方針を了承した。

法学部以外からの多様な人材を法科大学院に受け入れるため、未修者枠（3年コース）を新入学者の3割入学として法科大学院に義務付けていたが、これによって法学部出身の「質の確保」を狙った法科大学院づくりへ変容してきた⁽⁵⁰⁾。

法科大学院修了生は、課程修了後、1年以内の年月更新で法務研修生として、山陰法科大学院に在籍し、最長、司法試験受験可能期間内（当初3年間、現在5年間）で、司法試験対策を含め、より密度の濃い法律実務家をアカデミック・アドバイザーとして招致し、彼らを交えたセミナーに参加する

ことになっていた。2019年5月時点で、司法試験受験可能な修了生は、10名（2015年修了生4名、2016年修了生2名、2017年修了生3名、2018年度修了生1名）である。2019年の司法試験受験者は、このうち7名（択一試験合格者3名）であった。

島根大学は、今日、「教教分離」という、これまでの学問の自由、大学の自治を担う教学・研究権とその人事権を一体として有した学部・大学院教授会（の権限）である教育研究組織を転換させ、**教員組織と教育組織を分離**した大学の新しい教育研究組織で運営が進行している（2018年4月～）⁽⁵¹⁾。組織、それを作るのも動かすのも人である。山陰地域、そこに営々と生きてきた地域住民、そして、その中の大学構成員、これら人々の求める声と叫びのなかに、法曹人への期待、法曹養成とつながる教育への期待はあり続けている。これらの期待に応える大学改革は提示できるのであろうか⁽⁵²⁾。

山陰法科大学院が廃止となった現在、山陰地域において地域貢献を果たしうる大学として、法曹養成およびそれとリンクした教育を展望する道は、（法文）学部段階での4年生の法学系学科の教学内容を活かし、その先に法科大学院での専門職業人養成教育に接続させることにある。これは司法制度審議会の意見書が示した法曹養成の在り方にも合致するであろう。この点で、法学系学部での3年短縮（司法）コースでの、法科大学院への接続の道は、学部教育のもつ総合性、多様性のあるリベラルアーツの履修を踏まえた初期専門教育の履修の在り方を歪めたものにすると思われる。したがって、**法科大学院への進学は、学部4年制の司法コースでの、法科大学院の既修者コース（2年制）か、未修者コース（3年制）で構想されるべきものである**。そして、法科大学院が多様な学部卒の出自をもった人がプロセスとしての法科大学院という高度専門職である法曹の養成教育を受けるには、この学部4年そして法科大学院2～3年というコースは堅持されるべきであることを、山陰法科大学院の歩みは教えているといえよう。当然のこととして、この高等教育機関における教育は、真の奨学金制度と学費免除の制度として構築されるべきものである。もっとも、学部短縮型の飛び級の法曹コースを全

否定するものではない。大学の在り方は、その地方に置かれた人々の英知によって社会貢献する大学として組み立てられるべきものである。山陰地域には、それにふさわしい法曹養成と結合した高等教育機関を展望すればよい。その法学系学部において、また法曹でない法律専門職に従事することへの道を開く大学院修士、博士課程（前・後期）への進学希望者をも包摂し、切磋琢磨し合う多様な学生が育つことになるであろう。

かつて、1890（明治23）年、松江法律学校が、県知事以下を賛助会員にするなど地元の政財界の支援を受け、松江母衣町の民家を校舎にして開校した。しかし、教師、生徒（学生）の減少の中で、1892年に閉校した⁽⁵³⁾。

山陰法科大学院の閉校は、この歴史の轍を踏んだのではないかと後悔されるが、新たな法曹養成へと結実する教育は、地域に貢献する島根大学に、そして法文学部の中に制度として生き続けることを祈念し本稿を終える。

注

(49) 朝日新聞、2017年7月31日、10版1面。

(50) 朝日新聞、2017年11月24日。

(51) 教教分離の組織等改革方針は、社会の変化に対応した教育研究組織づくり、教育課程の編成及び学内資源の再配分を全学的視点で柔軟かつ迅速に進めるとしている。教員組織である「学術研究院（会議）」が教員の人事権をもち、その構成は大学の学長、理事、学系長、附属病院長他に限定される。また学部・大学院研究科・全学機構等の「教育研究」組織は、教育・研究に係る事項（方針、計画）の審議に限定される。

(52) 大学執行部は、2017年3月末時点で法科大学院の在籍者1名（長期履修者）がおり、4月以降在籍予定でいるにもかかわらず、同年4以降、「専任」教員を法科大学院から退職、学内別機関（学部等）に配置転換した。

2017年3月会計検査院の現地検査があり（2017年2月6～8日）、法科大学院の制度運営実態（3大学連携GPを含む）を調査、ヒアリングした結果、同年4月以降専任教員数は法科大学院設置基準を充足しないことが判明し、その指摘を大学に対し行った。しかし、法科大学院に専任教員は、同年4月以降、新設置の人間科学部に7名、法文学部に5名、山陰法実務教育研究センター3名を

配属する人事方針を既にも実施したため、新年度に入った7月12日になって初めて、新たな人事方針で専任教員を2017年3月の法科大学院専任教員配置に戻さざるを得ないという失態を招くことになった。この間、2017年4月1日から7月11日には、法科大学院には学生の在籍者はありながら、純粹の専任教員はゼロという「専任教員の空白状態」が生じた。このことは、法科大学院および法曹養成教育のあり方について2年に亘り検討するために開催された、前述（注48）のシンポジウム（2014年～2015年）にも、大学執行部は関与することはなかった地域の法曹養成教育軽視の姿勢とも符合するものと言える。学長の拙速でない、学内民主主義と結びついたリーダーシップ、ガバナビリティが大学改革には求められている。

(53) 内藤正中、島根県の教育史、思文閣出版、1985年、226頁。桑原羊次郎、代言人佐々木佐吉郎が校主、穂積陳重（中央大学の前身の英吉利法律学校卒の学士）や東京の学士多数が顧問であった。16歳以上の男子が入学資格、2か年制、教師8名、生徒35～75名。教授科目は、財産編、憲法、刑法、商法、刑事訴訟法、擬律擬判、万国公法、法理学など17科目であった。

（追記1）

法科大学院設置（2004年4月1日）後の、山陰法科大学院（島根大学大学院法務研究科）の研究科長は、三宅孝之教授（2004年4月1日～2009年3月31日）、藤田達朗教授（2009年4月1日～2013年3月31日）、朝田良作教授（2013年4月1日～2017年3月31日、2018年4月1日～2019年3月31日）野村泰弘教授（2017年4月1日～2018年3月31日）。

（追記2）

山陰法科大学院の設置理念に共感し、山陰の地での法曹養成の専門職大学院教育に、期間の違いはあれ、関わっていただいた関係者各位、諸先生方の皆様に厚く御礼申し上げます。

とりわけ、新美 隆教授先生（国際人権法 2004年4月～2006年12月20日）には草創期に多大なご尽力いただいた。新美先生は、東京弁護士会（新橋法律事務所）に所属しておられた。山陰法科大学院の設立理念である国際性に共鳴され、公法、国際人権法を担当された。教育と同時に、第二次大戦中の中国人強制連行に起因する鹿島組花岡出張所における花岡事件の和解（2000年）、西松組安野事件の損害賠償の控訴審（広島高裁）弁護団長として原告勝訴判決を導いた（2004年7月、山陰法科大学院在職中）。近代法以前からの法理の原点に立ち返り「安全配慮義務の法理」を構築し実務に理解を及ぼすなど「実務と法理（理論）」の架橋を実践され、院生に多大の影響を与えた。赴任3年目の年、逝去された。先

生に深甚のお礼と哀悼の意を表す。

また、須田政勝特任教授（民事訴訟法 2007年4月～2010年3月、2014年4月～2015年度3月、大阪弁護士会）には、民事法分野の教育において、山陰法科大学院の厳しい時期には常に、一方ならずご尽力をいただいた。ここに感謝申し上げます。